

京都市教育委員会教育長告示第11号

京都市久世ふれあいセンター条例第5条ただし書の規定に基づき、京都市久世ふれあいセンター図書館（久世ふれあいセンターの図書施設をいう。）を次のとおり臨時に休館します。

平成21年12月2日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

臨時に休館する期間 平成22年2月23日から同月26日まで

（中央図書館図書課）